

静岡地方最低賃金審議会静岡県特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

静岡労働局一般公示第 10 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項の規定に基づき、静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、静岡県の区域内で鉄鋼業（製鉄業、鉄鋼シャースリット業、鉄スクラップ加工処理業、他に分類されない鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、非鉄金属製造業（非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属鍛造品製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業又は非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）は、下記「静岡地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 8 年 10 月 6 日

静岡労働局長 國分 一行

記

静岡地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、静岡県の区域内で鉄鋼業（製鉄業、鉄鋼シャースリット業、鉄スクラップ加工処理業、他に分類されない鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、非鉄金属製造業（非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属鍛造品製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業又は非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、静岡県の区域内で鉄鋼業（製鉄業、鉄鋼シャースリット業、鉄スクラップ加工処理業、他に分類されない鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、非鉄金属製造業（非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属鍛造品製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業又は非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和 8 年 10 月 20 日

(3) 推薦書の提出先

静岡労働局労働基準部賃金室（静岡市葵区追手町 9 番 50 号 静岡地方合同庁舎内）

令和 年 月 日

静岡労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は、所在地、名称、代表者氏名）

静岡地方最低賃金審議会静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業専門部会の

労働者代表

使用者代表

委員の候補者として、下記の者を内諾書を

添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現職（現在の職業、所属団体、 地位をすべて記入すること）	略 歴

内 諾 書

静岡労働局長 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、静岡地方最低賃金審議会静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業専門部会委員に
任命されましたときには、就任することを内諾します。

履 歴 書

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

現住所 〒 (TEL)

勤務先所在地 〒 (TEL)

学 歴		
年	月	
年	月	
年	月	

職 歴		
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	
年	月	